

第3次潟上市デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）策定方針

令和7年5月 企画政策課

1 計画の趣旨

現行の「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第2次潟上市総合計画後期基本計画における重点テーマとして位置づけられており、同計画の計画期間の終了とともに、現行の総合戦略も期間を終えます。

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、これを実現するため「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しています。

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国や県の総合戦略を勘案しながら市町村まち・ひと・しごと総合戦略を策定するよう努めなければならないとされており、本市においても、これを踏まえた上で、総合計画との整合を図りながら、実現したいまち、産業、雇用、人口のあり方等の課題に一体的に取り組むため、第3次潟上市デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）を策定するものです。

2 計画の名称

第3次潟上市デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

4 計画の方向性

策定に当たっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築した上で策定する必要があることから、デジタル分野に精通する団体・有識者等に新たに参画を求め、実効的なデジタル関連の施策を立案します。

策定内容については、基本的事項として、策定の背景・目的、計画期間、策定の位置づけ、庁内の推進体制と検証体制及びPDCAサイクルの構築についてを定めます。さらに、「デジタルの力を活用した社会課題解決・魅力向上」の取組として、デジタルの力を活用しつつ、「仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」などを定め、取組毎に基本とする目標値、基本的方向、それを達成するための具体的な施策及び目指す指標（KPI）を定めます。また、「デジタル実装の基礎条件整備」の取組として、「デジタル基盤整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残されないための取組」などを定め、取組ごとに基本とする目標値、基本的方向、それを達成するための具体的な施策及び目指す指標（KPI）を明記します。

本計画は、デジタル技術の活用に重点を置くことが求められており、目的や政策範囲が一致しないことから総合計画と一体化はしませんが、これと整合を図りつつ、人口ビジョンを踏まえた上で策定します。

5 策定の時期

令和8年3月

6 策定体制

(1) 庁内策定体制

①総合計画政策会議

市長、副市長、教育長及び部長の職にある職員で構成し、策定方針及び計画案を審議するとともに、計画策定段階における意思決定機関とします。

②総合計画策定委員会

課長の職にある職員で構成し、計画素案に関する調査及び協議を行います。

③基本計画素案作成部会

班長で構成し、各課等が分担する施策分野に係る計画素案の作成及び資料収集を行います。

④事務局（企画政策課）

関係部署との連絡調整及び計画案の作成を行います。

(2) 市民参画体制

①まちづくり市民会議

計画案について検討するとともに、政策提案を行います。

②市民意見の聴取

計画案について「パブリック・コメント」を実施し、広く市民に意見を求めます。

7 策定スケジュール

令和7年5月	総合計画政策会議（策定方針の決定）
6月	市政協議会（策定方針の概要説明）
6月～9月	各課とのヒアリング（検証・事業洗い出し）
7月上旬	第1回まちづくり市民会議（策定方針説明）
8月中旬	市政協議会（骨子案の概要説明）
9月中旬	総合計画策定委員会（計画素案検討）
11月上旬	第2回まちづくり市民会議（計画素案説明）
11月中旬	総合計画政策会議（計画素案了承）
11月下旬	市政協議会（素案の概要説明）
12月下旬	総合計画政策会議（計画案了承）
1月上旬	パブリック・コメントの実施（約3週間）
1月下旬	・第3回まちづくり市民会議（計画案説明） ・市政協議会（計画案説明）
2月上旬	総合計画政策会議（計画最終案了承）
令和8年3月	計画の公表